

2022年度安全保障貿易管理に関する要望

2022年8月2日
一般社団法人日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

安全保障貿易管理委員会では、毎年度安全保障貿易管理に関する法令・制度や実務面に関して意見・要望を提出している。今年度においては以下の要望事項を、2022年8月2日に経済産業省等へ提出した。

項番	要望カテゴリー	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由・背景	考えられる改善案
1	法令・制度関係	リスト規制該当品目の特例拡大	リスト規制該当品目の特例について、少額特例、無償特例等と同等に追加、拡大して頂きたい。 例：人道支援、民生用通信機器等、ロシア制裁に係る輸出承認の例外措置を他取引/リスト規制貨物に対しても拡大する。	経済産業省において蓄積されている過去実績から、事業者が申請した際に許可しやすい取引、貨物について特例を拡大して頂けると、政府と民間の双方の事務負担の軽減に繋がるものとする。	例えば、リスト規制品目の以下条件に当て嵌まる取引を特例化して頂きたい。 1. 医薬品に関するもの 2. 人道支援の目的のもの 3. サイバーセキュリティの確保に関するもの 4. 消費者向けの通信機器に関するもの（PC、スマホに係るもの（政府機関又は国有企業向けを取引の相手等とするものを除く）） 5. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む）に関するもの 6. 政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等） 7. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は米、EU27か国、豪、加、NZ、英の法人が出資した法人（合併を含む）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む）
2	法令・制度関係	16項貨物・技術を定義する関税定率法の別表の指定の類以上への細分化	現在のHSコード2桁の「類」による指定を、世界共通である4桁の「項」あるいは6桁の「号」まで細分化して頂きたい。	外為法上の「類」によるキャッチオール対象品目の指定は大きな分類となっている一方で、税関の輸出統計品目表中の「他法令」欄で示される「ET（輸出貿易管理令）」はHSコード6桁の区分にて該非を示している（ただし別表2-21-3と別表2-2も合わせた形）。外為法でも同様に6桁で別表第1と別表第2のそれぞれの該非を公開頂ければ、みなし輸出管理の対象であるか否かの判断効率化に寄与するものとする。	現在のHSコード2桁の「類」による指定を、世界共通である4桁の「項」あるいは6桁の「号」まで細分化して頂きたい。
3	法令・制度関係	防衛装備品（1項品）のクレーム返品輸出の簡素化	特定の国向けの部分品のクレーム返品については、「特定包括許可」の適用が可能となるようにして頂きたい。	外国からの輸入品の防衛装備品に係る部分品のクレーム返品輸出は、「個別輸出許可」または「特別返品等包括許可」の下、厳格な運用・実行がなされている。現状の防衛装備品移転三原則の下、防衛装備品の輸出が可能となっている国が漸増している中、米国をはじめ特定の国向けのクレーム返品輸出においては、企業の業務負担を軽減頂きたい。	包括許可取扱要領 III 特定包括 3 特定包括許可の要件（1）特定包括許可、および貨物包括マトリックス（別表A）・役務包括マトリックス（別表B）を改定し、特定の仕向地（少なくとも米国）向けには、全ての1項貨物・役務が適用対象となるようにして頂きたい。
4	その他	電子申請「進捗情報」のステータス表示改善	電子申請におけるNACCS上の「進捗情報」について、進捗ステータスを細分化して頂きたい。	許可申請から受理までの進捗状況については、経済産業省担当者から直接状況説明を頂けることもあり、需要者に対しても説明を行うことは可能である。しかしながら受理後については、NACCSの進捗情報においては許可証発行まで「審査中」の表示ステータスのみであるため、何ほどの程度進んでいるかが不明瞭であり、需要先への説明に苦慮している。2022年7月より輸出許可申請は原則電子化となり、電子申請の場合には、申請/受理/許可の進捗についてはメールで配信されるため、NACCSにおける進捗情報確認の利点が無くなっているものとする。	NACCSにおける「JAP外為法 進捗状況照会情報」において、受理～許可までの各プロセスを細分化したうえで現在の状況が分かるようにNACCSにおいて明示化して頂きたい。
5	その他	法令解釈に関する相談対応の改善	特例適用・該非判定に関する相談メールへの対応について改善を頂きたい。	安全保障貿易審査課での窓口対応が停止された中、社内の輸出管理部門において判断が困難な質問のため相談メールを送付した際に、「CP提出企業なので社内の輸出管理部門に相談するように」との返信が届く。	相談メールに対しては可能な限りご回答いただくとともに、所管外の質問の場合には適切な相談先を提示するなど、解決方法のヒントの提示をお願いしたい。
6 （継続）	該非判定関係	外交手続きの免除・簡素化	原子力関連部品等の輸出許可取得の前段階で行われる外交手続きにかかる時間が不確定、かつ長すぎるため、仕向地国企業との競合において不利となる。外交手続きの簡素化ないし免除を検討して頂きたい。	現在別表第2項に該当する原子力関連の部品等を輸出する際は、経済産業省より外務省経由、仕向国政府から輸出先企業に用途確認等を行い、その確認は仕向国政府より外務省経由で経済産業省から輸出者に通知され、ようやく輸出許可申請、許可取得の手続きとなる。この間、ゆうに半年が経過する。この「外交手続き」は、輸出契約締結が条件とされているが、完了までの期間はコミットされず、見込みで決めた納期は輸出者のリスクとなる。契約締結後の手続き期間が読めない状況は、輸出者が契約上の納期リスクを抱える上に、納期も半年以上かさ上げされ、仕向国の地元企業との競合の際大きなハンディとなっており、国際競争力の観点からも検討をお願いしたい。	外交手続きについて、例えば「4か月を超えて確認がない場合は確認できたものとみなす」などの期限を設け、最大期間を確定頂きたい。また、原子力等の用途であっても明らかに非該当の部品部材の輸出契約については外交手続きを免除し、日本国経済産業省の輸出許可のみ必要とする、といった規則運用を検討して頂きたい。